

(農林水産委員会)

生系の輸入に係る調整等に関する法律を廃止する法律案(閣法第二三号)(衆議院送付)要旨

本法律案は、最近における繭及び生系の生産及び需給をめぐる状況が著しく変化する中で、生系の輸入調整措置に基づき輸入生系から徴収する調整金収入が激減し、これを財源とする蚕糸業振興事業の仕組みが有効に機能しなくなってきたことにかんがみ、生系の輸入に係る調整等に関する法律を廃止するとともに、これに伴う所要の規定の整備を行おうとするものである。

なお、衆議院において、この法律の施行期日を平成二十年四月一日から公布の日に変更する修正が行われた。